

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路運送車両法関係手数料令の一部改正

1 自動車の新規検査等を申請する者が国に納めなければならない手数料の額を実費を勘案して改めるところとする。

(第一条関係)

2 自動車の新規検査等を申請する者のうち自動車検査独立行政法人が行う基準適合性審査を受けようとする者が国及び同法人に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料の額を実費を勘案して定めることとする。

(第二条関係)

第二 施行期日

この政令は、自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十年一月一日）から施行するものとする。

(附則関係)